

農地転用許可申請(農地法第4・5条)添付書類一覧

◎証明書類等は申請前3か月以内のものを添付してください。

	申請書・添付書類の名称	必要 部数	住宅 (一般)	農業用 施設	資材置場 駐車場等	備 考	
1	許可申請書	2部	○	○	○		
2	委任状・受け人の確認書	原本1部	○	○	○		
3	土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る)	〃	○	○	○	土地の所有者の現住所が、登記事項証明書に記載されている住所と異なる場合、現住所までの履歴がわかる書類を添付	
4	譲受人住民票	〃	(○)	(○)	(○)	住所が市外の場合は添付	
5	法人の登記事項証明書	〃	—	(○)	(○)	申請者が法人の場合は添付	
6	位置図(1/25,000程度)	〃	○	○	○		
7	周辺見取図(1/2,500程度)	〃	○	○	○	周辺の土地利用状況が分かる図面	
8	公図写し	〃	○	○	○	申請地及び隣接地の所有者・地番・地目を表示し、謄写場所、謄写年月日、謄写者の住所・氏名を記載し押印すること	
9	特定図(測量図)	3部	(○)	(○)	(○)	分筆登記申請に添付する測量図と同等の精度のもの	
10	農地復元の誓約書、工事工程表	原本1部	—	—	(○)	一時転用の場合	
11	土地利用計画図(配置図)	〃	○	○	○	縮尺1/500~1/2,000程度とし開発区域界、建物等の配置、施設間の距離等を明らかにした図面	
12	取水・排水計画図	〃	○	○	(○)	開発区域内の集水計画、排水放流先を明示	
13	平面図(施設・建物)1/200~1/300	〃	○	○	(○)		
14	排水の放流同意書	〃	(○)	(○)	(○)		
15	道路・水路等の占用(使用)許可書	〃	(○)	(○)	(○)		
16	事業計画書(県手引書に基づくもの)	〃	○	○	○	事業の目的、転用の必要性、土地選定経過を詳細に記入。土地利用計画、周辺農地への被害防除対策、資金計画、他法令等の手続き状況等について明記	
17	土地選定経過書(選定地の地図添付)	〃	○	○	○	申請地以外の周辺の土地に設置することによっては目的が達成できない理由	
18	資金証明	〃	○	○	○	預金残高証明書、融資証明書	
19	造成、建築等に係る見積書	〃	○	○	(○)		
20	土地売買(賃貸借)契約書(写)	〃	(○)	(○)	(○)		
21	隣接農地所有者・耕作者の同意書	〃	(○)	(○)	(○)		
22	土地改良区の意見書	〃	(○)	(○)	(○)		
23	所有権以外権原者抹消同意書(仮登記・地上権)	〃	(○)	(○)	(○)		
24	他 法 令 許 可	都市計画法開発申請の写し(受付印あり)	〃	○	(○)	(○)	
25		農振法回答通知(写)・公告通知(写)	〃	(○)	(○)	(○)	
26		土砂埋立・土壌汚染防止条例許可	〃	—	(○)	(○)	
27		法人の定款、寄附行為又は規約の写し	〃	—	(○)	(○)	
28		決算書・事業経歴書(過去2年間分)	〃	—	(○)	(○)	個人事業者の場合、確定申告の写し
29		その他農業委員会が必要と認めるもの (確約書・誓約書・始末書など)	〃	(○)	(○)	(○)	

※ (○) = 場合によって添付

○許可書が交付されるまでの日程は、概ね下記のとおりです。(※申請書類に不備がある場合を除く。)

日付	内 容
随時	事前相談 ・農地法及び関係法令の許可見込み等
↓	
10日	農地転用許可申請締切 ・10日が閉庁日の場合は、翌開庁日
↓	
15～19日	現地調査
↓	
25日	農地部会審議 ・25日が閉庁日の場合は、翌開庁日
↓	
翌月12日頃	常任会議員会議(県農業会議)へ諮問
↓	
諮問日の 2～3日後	諮問に対する答申通知
↓	
答申通知の あった日から 7日前後	許可書交付 ・関係法令の許可日との調整の都合上、遅れる場合があります。
↓	
許可日から 3ヶ月後	「工事進捗状況報告書」提出 ・その後、1年毎に報告
↓	
工事完了後	「工事完了報告書」提出

※一時転用の場合は、農地復元後、「農地復元報告書」提出